

昭和三十四年法律第七号

未帰還者に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的とする。

(民法第三十条の宣告の請求等の特例)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者(以下「未帰還者」という。)に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求は、厚生労働大臣も行うことができる。

2 前項の請求をする場合には、厚生労働大臣は、当該未帰還者の留守家族の意向を尊重して行わなければならない。

3 第一項の規定による厚生労働大臣の請求に基づく民法第三十条の宣告(以下「戦時死亡宣告」という。)の取消の請求は、厚生労働大臣も行うことができる。

4 厚生労働大臣が第一項又は前項の規定により戦時死亡宣告の請求又はその取消の請求を行う場合は、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(弔慰料の支給)

第三条 未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対し、弔慰料を支給する。

2 前項の弔慰料の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行う。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の範囲は、戦時死亡宣告により未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認められる者に限る。)とする。ただし、戦時死亡宣告の裁判が確定した日(以下「基準日」という。)前に離縁によつて未帰還者との親族関係が終了した者を除く。

(弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位)

第五条 弔慰料の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母及び祖父母については、未帰還者が死亡したものとみなされる日において帰還していたとすれば、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたと認められる者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母の父母を後にする。

一 配偶者(未帰還者が死亡したものとみなされる日以後基準日前に前条本文に規定する者(以下この項において「遺族」という。)以外の者と婚姻(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)し、又は遺族以外の者の養子となつた者を除く。)

二 子(基準日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

三 父母

四 孫(基準日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(基準日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれている配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により弔慰料の支給を受けるべき順位にある遺族が、基準日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が基準日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他に同順位者がなく、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を弔慰料の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

第六条 弔慰料の額は、戦時死亡宣告を受けた者一人につき三万円(当該戦時死亡宣告を受けた者が第十三条第一項の規定の適用を受ける者である場合においては、二万円)とする。(同順位者が数人ある場合)

第七條 弔慰料の支給を受けるべき同順位の遺族が数人あるときは、その一人のした弔慰料の支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰料の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合)

第八條 弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に弔慰料の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の弔慰料の支給を請求することができる。

2 前条の規定は、弔慰料の支給を受ける権利を有する者が死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における弔慰料の支給の請求及びその支給について準用する。

(弔慰料の返還の免除)

第九條 戦時死亡宣告の取消があつた場合において、弔慰料が支給されているときは、その支給された弔慰料は、国庫に返還させないことができる。

(時効)

第十條 弔慰料の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第十一條 弔慰料の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十二條 弔慰料として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課することはできない。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用)

第十三條 未帰還者であつて次の表の第一欄に掲げるものが戦時死亡宣告を受けたときは、それぞれ、同表の第二欄に掲げる法律の適用については、その者は、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により同表の第四欄に掲げる日(同日後は生存していたと認められる資料のある者については、戦時死亡宣告が、民法第三十条第一項の

Table with 4 columns: 第一欄 (Warrior status), 第二欄 (Applicable Law), 第三欄 (Date of Injury/Disease), 第四欄 (Date of Death). Rows include: 1. 戦傷病者戦没者遺族等戦傷病遺族給与金昭和... 2. 戦時死亡宣告を受けた日(同日後は生存していたと認められる資料のある者については、戦時死亡宣告が、民法第三十条第一項の...)

規定によるものであるときは同条同項の期間の初日の前日、同法同条第二項の規定によるものであるときは危難の去つた日)に死亡したものとみなす。ただし、同表の第三欄に掲げる負傷又は疾病により死亡したものとみなすことが相当でないとして認められる場合においては、この限りでない。

このとき ない事由に 基づく負傷 又は疾病

3 前項の場合において、戦傷病者戦没者遺族等
援護法又は恩給法の規定による給付が行われて
おり、かつ、当該未帰還者に關し新たに戦傷病
者戦没者遺族等援護法若しくは恩給法又は未帰
還者留守家族等援護法の規定による給付を行う
べきときは、すでに行つた戦傷病者戦没者遺族
等援護法又は恩給法の規定による給付は、新た
に行うべき給付の内払とみなす。
(未帰還者とみなす者)

第十三条の二 次に掲げる者であつて未帰還者で
ないものは、この法律(前条を除く。)の適用
については、未帰還者とみなす。ただし、日本
の国籍を有しない者は、この限りでない。
一 中国本土、フイリピン諸島その他の政令で
定める地域内においてそれぞれ当該地域ごと
に政令で定める日以後生存していたと認めら
れる資料があるが、諸般の事情からみてすで
に死亡していると推測される者(昭和二十年
九月二日以後自己の意思により帰還しなかつ
たと認められる者及び同日以後において自己
の意思により本邦に在つた者を除く。)

二 未帰還者留守家族等援護法第二条第一項第
二号に規定する地域(中国本土の地域を除
く。)又は前号の政令で定める地域内におい
てそれぞれ昭和二十年八月九日又は同号の政
令で定める日前に生存していたと認められる
資料があるが、それぞれこれらの日以後生存
していたと認められる資料がない者で、諸般
の事情からみて同日以後に死亡したと推測さ
れるもの

(都道府県が処理する事務)
第十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権
限に属する事務の一部は、政令で定めるところ
により、都道府県知事が行うこととすることが
できる。

第十五条 削除
(省令への委任)
第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除
くほか、この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な細則は、厚生労働省令で
定める。

附則 抄
施行期日
一 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行
する。

附則 抄
施行期日
一 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行
する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日法律第一
一五号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。た
し、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法(以
下「遺族援護法」という。)第八条第一項及び
第四項並びに第二十六条の改正規定、第二条の
規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法(以
下「留守家族援護法」という。)第八条の改正
規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則
第九項までの規定は昭和三十七年十月一日か
ら、第一条中遺族援護法第八十三条の改正規
定及び附則第三項の規定は昭和三十八年七月一
日から施行し、改正後の留守家族援護法第十六
条第一項(第二十五条において準用する場合を
含む。)及び第十七条第一項の規定は昭和三十
七年四月一日から、改正後の未帰還者に関する
特別措置法第四条及び第五条の規定は、昭和三十
四年四月一日から適用する。
(未帰還者に関する特別措置法の一部改正に伴
う経過措置)

13 この法律の施行前に未帰還者に関する特別措
置法(以下「特別措置法」という。)第二条第
三項に規定する戦時死亡宣告(以下「戦時死亡
宣告」という。)を受けた未帰還者に関し、改
正前の特別措置法第四条及び第五条の規定によ
り弔慰料の支給を受ける権利を有する者がある
場合においては、弔慰料を受けるべき遺族の順
位については、改正後の特別措置法第四条及び
第五条の規定にかかわらず、なお従前の例によ
る。

14 この法律の施行前に戦時死亡宣告を受けた未
帰還者については、改正後の特別措置法第十三
条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則 (昭和三十八年四月一日法律第七四
号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から
施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第
六条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年七月九日法律第一五
九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から
施行する。

附則 (昭和四十六年二月三十一日法律第
一三〇号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発
生の日から施行する。

附則 (平成二十二年七月一六日法律第八
七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分
(両議院の同意を得ることに係る部分に限
る。))に限る。第四十条中自然公園法附則
第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十
項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規
定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定
に係る部分を除く。))並びに第四百七十二
条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第
六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る
部分を除く。))並びに附則第七條、第十條、
第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第
四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、
第一百五十七條第四項から第六項まで、第六
十條、第六十三條、第六十四條並びに第
二百二條の規定 公布の日
(国等の事務)

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。))の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前條までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含ま
ないもの)の規定によるものとす。

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。))の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前條までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含ま
ないもの)の規定によるものとす。

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。))の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前條までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含ま
ないもの)の規定によるものとす。

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。))の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前條までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含ま
ないもの)の規定によるものとす。

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国、
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。))の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前條までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含ま
ないもの)の規定によるものとす。

2 未帰還者であつて前項の規定の適用を受ける
ものが生存していること又は戦時死亡宣告によ
り死亡したものとみなされた日と異なる日に死
亡したことが判明したときは、当該未帰還者に
關しては、はじめから前項の規定の適用がなか
つたものとする。

む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年二月二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則(平成二十三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則(平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第百六十二條の規定は、公布の日から施行する。